

保育料・副食費は毎年9月が切り替え時期です！

9月分以降の保育料・副食費については、令和8年度の町民税(所得割額)をもとに見直しを行います。
令和8年1月1日の住所が町外で、現在も町外に住所がある保護者につきましては、所得割額確認のため令和8年度課税証明書(令和8年1月1日居住市町村で発行)のご提出をお願いします。

9月分から変更の生じる方のみ8月中旬に通知を送付します。

【4月～8月の保育料等】

令和7年度の市町村民税所得割額で算定
(令和6年中の収入)

【9月～3月の保育料等】

令和8年度の市町村民税所得割額で算定
(令和7年中の収入)

注① 世帯内に令和7年中の収入について未申告の方がいる場合、正しい保育料の算定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層(第8階層)で仮算定されます。

注② 父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。

注③ 満3歳児以上の児童については、見直しに伴い副食費が発生することがあります。

お問い合わせ ☎ こども課 保育所係・こども園係 098-945-5311

令和9年度 保育所、認定こども園等の入所申込期間について(予定)

令和9年度の西原町内の公立保育所、認可保育園、認定こども園(善隣幼稚園1号を除く)等の申込みを下記のとおり予定しています。詳細は広報にしはら9月号でお知らせします。

申込期間

① 継続・転園の場合 ▶ 9月11日(金)～9月30日(水)

② 新規希望の場合 ▶ 10月9日(金)～10月30日(金)

(※転園希望:現在西原町内の認可保育所等を利用しており、利用中の保育所等以外を第1希望とする場合)

申込方法

オンライン申請(LoGoフォーム)

※上記期間は予定ですので、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ ☎ こども課 保育所係・こども園係 098-945-5311



家の外も中も庭も!

フルリフォーム

はおまかせください!

無料見積!! 無料相談!!

一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!

塗装・防水・外構
リフォーム工事の専門店!

感謝

ホームページはこちら

CHURARA KOUBOU ちゅらら工房

塗装・防水・外構・リフォーム工事の専門店

TEL: 098-945-7170 西原町字兼久261-2

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届・母子父子医療現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は引き続き、手当を受ける要件を満たしているかを確認するために現況届(特別児童扶養手当については「所得状況届」)の提出が必要です。

- ✓ 期限内に現況届の提出がない場合は、1月定期支払い(特別児童扶養手当は11月定期支払い)が遅れる場合があります。また、届出がない場合、11月分以降(特別児童扶養手当は8月分以降)の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。
- ✓ 8月初旬頃に対象者へ西原町役場こども課から、ピンク色の封筒で通知書を発送します。必要書類等、内容をよくご確認の上、当日の手続きの際にお持ちください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。

受付日程

	受付期間	場所	受付時間
特別児童扶養手当	8月12日(水)・8月13日(木)	西原町役場 交流センター 会議室	午前9時30分～午前11時 午後1時30分～午後4時 ※時間厳守
児童扶養手当	8月14日(金)～8月24日(月) ※土・日を除く		

※上記手当が2つとも該当している方は、児童扶養手当の受付期間での届出をお願いします。

※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

お問い合わせ ☎ こども課 子育て支援係 098-945-5311

ファミリーサポートセンター第15回子育てサポーター養成講座

ファミリーサポートセンターは、「子育ての手助けをしてほしい方」と「子育てのお手伝いがしたい方」を繋ぎ子育て支援をサポートします。主な活動は保育施設や学校・塾などへの送迎、こどもの一時預かりなどです。地域で繋がる子育て支援の輪で、ちょこっとボランティアしませんか?

日程	9/3(木) 9/9(水) 9/16(水) 9/30(水) 10/7(水) 10/14(水)
時間	午前10時～午後4時(昼食時間含む・日程により若干の時間変更有)
会場	西原町役場災害対策室・西原町中央公民館
定員	20人(定員に達し次第締め切り)
内容	保育の心・こどもの心の発達・こどもの遊び/世話・こどもの身体の発達と病気・小児看護の基礎知識・救命講習・栄養と食生活(実習)・安全など
対象	全日程受講できる方 ※全日程参加できない場合は、次回補講となります。 ※送迎だけなら出来る方も大歓迎です。研修日程が少なくなります。

サポート会員さんはこんな方たちが活躍しています(^ ^)

- 定年退職して時間に余裕が出来た!子育ての合間や仕事が無い日ならお手伝い出来るかも! 自分も助けて貰ったからお返しをしたい、地域の輪に加わりたい!など

お問い合わせ ☎ 与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター 098-988-1914

